

ライセンスキー使用許諾契約書

本ライセンスキー使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、マイクロニクス株式会社（以下「当社」といいます）が発行するソフトウェアの有効化キー（以下「本ライセンスキー」といいます）の使用条件を、購入者であるお客様（以下「ユーザー」といいます）と当社との間で定めるものです。

ユーザーは、本ライセンスキーが記載された「ライセンスカード」を購入した時点で、本契約に同意したものとみなされます。

第1条（ライセンスの付与）

1. 本ライセンスキーは、当社指定のソフトウェアをアクティベートし、使用する権利を付与するものです。
2. 本ライセンスキーは、当社指定のソフトウェアがインストールされたデバイス1台を使用する場合に限り有効です。

第2条（永続ライセンスと互換性）

1. 本ライセンスキーは、購入時の対象バージョンにおいて期限なく使用できる「永続ライセンス」です。
2. ソフトウェアのメジャーバージョンアップ（例：Ver 1.x から 2.x への変更等）が行われた場合、本ライセンスキーは使用できなくなることがあります。その際、新バージョンの利用には別途ライセンスの購入が必要となります。

第3条（ライセンスカードの管理）

1. 本ライセンスキーが記載された「ライセンスカード」は、ユーザーの責任で管理してください。
2. 物理的な紛失、盗難、または本ライセンスキーの漏洩による不正利用について、当社は一切の責任を負いません。

第4条（再発行および返品）

1. 本ライセンスキーの性質上、ライセンスカードの購入後、またはスクラッチ等の開封後の返品・返金には応じられません。
2. 紛失等による本ライセンスキーの再発行は原則として行いません。

第5条（禁止事項）

1. ユーザーは、以下の行為を行ってはなりません。
 - a. 本ライセンスキーを第三者へ譲渡、転売、貸与、または公開すること。
 - b. 本ライセンスキーを不正に入手、使用すること。

第6条（免責）

1. 本ライセンスキーの使用により生じた直接的、間接的な損害について、その原因の如何を問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（損害賠償）

1. ユーザーが本契約に違反したことにより当社に損害が生じた場合、ユーザーはその一切の損害を賠償するものとします。

第8条（準拠法および管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〒192-0045 東京都八王子市大和田町2-2 1-2
マイクロニクス株式会社
TEL：042-649-3889
FAX：042-649-2113